

商品概要説明書

J A 空き家解体ローン（三菱UFJニコス保証型）

（平成 31 年 2 月 18 日現在）

商品名	J A 空き家解体ローン（三菱UFJニコス保証型）
ご利用いただける方	地区内に在住または在勤の方。 お借入時の年齢が満 20 歳以上 65 歳未満でかつ、最終償還時の年齢が満 72 歳未満の方。 継続して安定した収入のある方。 当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金用途	現在、居住していない住宅の解体にかかる費用を対象とします。 なお、借入にかかる諸費用（事務手数料、振込手数料、印紙代、登記費用等）については資金用途に含めることができます。
借入金額	10 万円以上 500 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	1 年以上 10 年以内とします。
借入利率	次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3 月 1 日および 9 月 1 日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、4 月 1 日および 10 月 1 日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3 月 1 日および 9 月 1 日）以降、次回基準日までに基準金利（住宅ローンプライムレート）が年 0.5% 以上乖離した場合は 1 か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、3 月 1 日および 9 月 1 日の基準金利（長期プライムレート）により、年 2 回見直しを行い、4 月 1 日および 10 月 1 日から適用利率を変更いたします。 お借入利率には、年 1.0% の保証料を含みます。 利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	元利均等返済（毎月の返済額（元金 + 利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。 変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元

	<p>金分と利息分の割合を調整し、5年間のご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。</p>
担保	不要です。
保証人	当JAが指定する保証機関（三菱UFJニコス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
手数料 手数料については、各JAにお問い合わせください	<p>ご融資の際、JAに対して 円の事務手数料（消費税等含む。JAごとに異なります。）が必要です。</p> <p>ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>全額繰上返済の場合... 円（JAごとに異なります。）</p> <p>一部繰上返済の場合... 円（JAネットバンクによる一部繰上返済の場合は 円。JAごとに異なります。）</p> <p>ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 円の条件変更手数料（消費税等含む。JAごとに異なります。）が必要です。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容 相談・苦情等の問い合わせ先については、各JAにお問い合わせください	<p>苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または 部（電話： - - ）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合 部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）（ ）</p> <p>そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会（詳しくは上記当組合 部にお問い合わせください。）</p> <p>公益社団法人 民間総合調停センター（大阪府）（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問</p>

	<p>い合わせください。</p>
<p>その他</p>	<p>お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>印紙税が別途必要となります。</p> <p>本商品は店頭お申込み専用の商品となります。</p> <p>現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。</p>

ＪＡ

- (注) 1 借入利率は、「変動金利型」、「固定金利型」の計２種類から選択します。
- 2 返済方法は、「毎月返済方式」、「特定月増額返済方式」の計２種類から選択します。